東京医療保健大学学友会規約

第 1 章 名　称

第1条　本会は、東京医療保健大学学友会と称し、本部を本学内におく。

第 2 章 目　的

第 2 条　本会は、本学学生相互の親睦と課外活動等の活性化を図ることにより、大学生活の充実に資することを目的とする。

第 3 条　本会は、特定の政治、宗教、その他の団体に干渉されず中立の立場をとる。

第 4 条　本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。

1　学生相互の交流と親睦をはかる行事
2　課外活動の支援事業
3　大学祭の開催
4　その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組　織

第 5 条　本会は、本学の全学部学生をもって構成する。

第 6 条　本会には、次の機関をおく。

1　代議員会
2　運営委員会
3　執行部
4　クラブ・サークル運営委員会
5　大学祭実行委員会
6　スポーツ大会実行委員会
7　イベント委員会
8　広報委員会
9　その他必要とされる委員会

第 7 条　本会は、本学学長、学生委員会等の専任教員、学生支援センター長、教務部長、及び五反田、世田谷、東が丘、立川、千葉、和歌山の各事務部長を顧問とする。

第 4 章 代議員会

第 8 条　代議員会は、総会に関わる機関として、本会の活動方針及び活動内容を討議し決定する最高議決機関であり、代議員はこれに参加する権利を有する。

第 9 条　代議員は 2 年以上学友会執行部に所属した 4 年生、または各委員会の委員長を 1 年以上経験した 4 年生とし、就任にあたっては前年度代議員会において代議員会長を含む過半数の承認を得ることとする。また、代議員はその経験に基づき学友会のそれぞれの活動が適切に行われることを学友会全体として大局的な観点で判断していく責務を負い、クラブ・サークル委員会、大学祭実行委員会、スポーツ大会実行委員会、イベント委員会、広報委員会及びその他発足された委員会の委員を兼ねることはできない。

第 10 条　代議員会における議決事項は、次に掲げるものとする。

1　規約の改正
2　予算、決算に関わる事項の審議及び承認
3　執行部の選出
4　代議員の中より会長 1 名及び副会長 3 名以内、副会長補佐 3 名以内、書記若干名、会計若干名を選出する。会長は原則として執行部会長を経験した者とし、該当者がいない場合は代議員の互選により選出することとする。
5　会計監査 1 名の選出
6　その他の必要事項の決議及び承認

第 11 条　前条にて選出された会長は、代議員会の議長となる。

第 12 条　定例代議員会は、年 3 回開催し、議長が召集する。

第 13 条　臨時代議員会は､執行部または各委員会の発議ならびに代議員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合に限り、議長がこれを召集する。

第 14 条　代議員会は、全代議員の 2 分の 1 の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によるものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、代議員内において議決権を委任することでの代理出席を認める。

第 15 条　代議員開催の日時及び議題等は、緊急の場合を除き、開催 1 か月及び 1 週間前に議員に告示する。

第 16 条　代議員の任期は次の通りとする。毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 運営委員会

第 17 条　運営委員会は、執行部、及び各委員会の委員長を委員とする。

第 18 条　運営委員会は、代議員会に次ぐ議決機関であり、規約に基づき討議事項を審議し執行部の合意のもとに諸事項を施行する。

第 19 条　運営委員は、全学友会員を代表して、学生支援センター、教務部ならびに各事務部と定期的に協議を行う。

第 20 条　運営委員会は、会長が議長となる。

第 21 条　定例運営委員会は、月 1 回開催し、議長が招集する。

第 22 条　運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

第 23 条　臨時の運営委員会は、執行部の発議ならびに運営委員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合に限り、会長がこれを召集する。

第 24 条　運営委員会における議決は出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、議決権を委任することでの代理出席を認める。

第 25 条　運営委員会の任期は次の通りとする。毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 執行部

第 26 条　執行部役員の構成及び定員は次の通りとする。

1　会　長　1 名（キャンパス長）（代議員会による選出）
2　副会長（キャンパス長）　3 名以内（代議員会による選出）
3　副会長補佐（キャンパス長）　若干名（代議員会による選出）
4　書記　若干名（代議員会による選出）
5　会計　若干名（代議員会による選出）
6　その他必要とされる役職

第 27 条　執行部の任務は次の通りとする。

1　その年度の活動計画、予算、各委員会の設置、及びその他の重要事項を討議し、代議員会及び運営委員会にこれを発議し、承認を得て実施する。
2　執行部は全学生団体に対し、円滑な活動のための情報を提供する義務を有する。
3　役員の新旧交代時には、引き継ぎのための研修を新役員に対して行う。

第 28 条　執行部役員の任務は、次の通りとする。

1　会長は、本会を代表し、一切の業務を統括する。
2　副会長は、会長を補佐し、必要な場合にその任務を代行する。
3　書記は、本会の諸記録、資料保存及び備品管理を行う。
4　会計は、本会の会計事務を行う。

第 7 章 クラブ・サークル運営委員会

第 29 条　クラブ・サークル運営委員会は、本学の有志により構成される。

第 30 条　クラブ・サークル運営委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 31 条　クラブ・サークル運営委員会は、各クラブ・サークルの活動を円滑にするために執行部と連絡を取り、併せてクラブ・サークルにおける諸問題の調整を行う。

第 32 条　クラブ・サークル運営委員会は、各クラブ・サークルの予算配分の立案及び決算の報告、クラブ・サークルの認定ならびに廃止の提案を執行部に対して行うことができる。

第 33 条　クラブ・サークルの実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会等、代議員及び関係機関との協議を経て、合意により決定する。

第 34 条　クラブ・サークル運営委員会については、別に細則を定める。

第 8 章 大学祭実行委員会

第 35 条　大学祭実行委員会は、本学の有志により構成される。

第 36 条　大学祭実行委員会には、委員の互選により委員長・副委員長を置く。

第 37 条　大学祭実行委員会は、大学祭の企画、運営を通して、学生、教職員及び一般来学者相互の親睦を深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 38 条　大学祭実行委員会は、執行部及び各委員会と協力し、大学祭の企画、運営にあたる。また規約に基づき必要事項を討議し、執行部の合意の下に諸事項を施行する。

第 39 条　大学祭の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会等、代議員及び関係機関との協議を経て、合意により決定する。

第 9 章 スポーツ大会実行委員会

第 40 条　スポーツ大会実行委員会は、本学の有志により構成される。

第 41 条　スポーツ大会実行委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 42 条　スポーツ大会実行委員会は、スポーツ大会の企画、運営を通して、学生および教職員相互の親睦を深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 43 条　スポーツ大会実行委員会は、執行部および各委員会と協力し、スポーツ大会の企画運営にあたる。

第 44 条　スポーツ大会の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会等、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

第 10 章 イベント委員会

第 45 条　イベント委員会は、本学の有志により構成される。

第 46 条　イベント委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 47 条　イベント委員会は、イベントの企画、運営を通して、学生及び教職員相互の親睦を深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 48 条　イベント委員会は、執行部及び各委員会と協力し、イベントの企画運営にあたる。

第 49 条　イベントの実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会等、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

第 11 章 広報委員会

第 50 条　広報委員会は、本学の有志により構成される。

第 51 条　広報委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 52 条　広報委員会は、広報誌の作成、及びその他の情報誌を通して、学生生活に必要な情報を学生に提供し、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 53 条　広報委員会は、執行部及び各委員会と協力し、広報誌の作成にあたる。

第 54 条　広報の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会等、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

第 12 章 その他必要とされる委員会

第 55 条　その他必要とされる委員会は、本会の運営を円滑に行うために必要な場合、執行部の発議と運営委員会の承認によって設置される。

第 56 条　その他必要とされる委員会の組織、名称、委員の任期、委員会の収集、解散等については、運営委員会の決定による。

第 57 条　その他必要とされる委員会は、執行部及び運営委員会より委嘱された特別行事等についての運営及び決議機関となる。

第 13 章 会　計

第 58 条　本会の運営は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって行う。

第 59 条　会費は入学金 10,000 円を入学時、会費年額 5,000 円を毎年度初めに納入するものとする。

第 60 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 章 会計監査

第 61 条　本会には代議員の互選による会計監査を若干名、及び職員会計監査を若干名置き、職員会計監査は事務局長が委嘱する。

第 62 条　会計監査役は、本会の会計に関する一切の監査を行う。

第 15 章 会則の改正

第 63 条　本規約の改正及び補足は、執行部、各委員会または全会員の 6 分の 1 以上の要求がある場合、運営委員会において発議される。その審議により、出席者の 3 分の 2 以上の支持を得てこの要求が認められた場合、執行部において改正案及び補足案が作成され、代議員会に提出することができる。

第 64 条　会則の改正案及び補足案は、代議員会の審議を経て出席者の過半数の同意をもち成立する。

附則

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 18 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 22 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 25 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 26 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 29 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 30 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、平成 31 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本規約は、令和 5 年 4 月 1 日よりこれを施行する。